

福岡県公報

平成28年1月26日
第3762号

目次

告示 (第59号 - 第79号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	2
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7

○保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 8

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○平成26年度福岡県情報公開条例の運用状況	(県民情報広報課)	9
○平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況	(県民情報広報課)	18
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(調 整 課)	29
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	29
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	29
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(公園街路課)	30
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	30
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	30
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	30
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	31
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	31
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	31
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	31
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	32
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	32
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	32

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集		32
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集		35

告 示

福岡県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	新 延 植 木 線	前	鞍手郡鞍手町大字中山23 47番7先から 鞍手郡鞍手町大字中山22 22番1先まで	5.4 ～ 37.7	608.7
			後	鞍手郡鞍手町大字中山23 47番7先から 鞍手郡鞍手町大字中山22 22番1先まで	10.8 ～ 42.7	793.5

福岡県告示第60号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
糟屋郡宇美町若草三丁目2652番1及び2670番7の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

福岡県告示第61号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
大牟田市新港町1番322の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
カドミウム及びその化合物
- 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 規則第58条第4項第9号から第11号までの該当性
規則第58条第4項第11号（埋立地管理区域）に該当

福岡県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

福岡	福岡志摩線 前原	糸島市志摩師吉131番43先から 糸島市志摩師吉131番14先まで
----	-------------	--------------------------------------

福岡県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字上八院1861番1先から 三潞郡大木町大字上八院1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	642.0
			後	三潞郡大木町大字上八院1861番1先から 三潞郡大木町大字上八院1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	

福岡県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

南筑後	久留米柳川線	三潞郡大木町大字上八院1861番1先から 三潞郡大木町大字上八院1587番1先まで
-----	--------	--

福岡県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字上八院1587番1先から 三潞郡大木町大字八町牟田696番1先まで	13.0 ～ 14.0	184.0
			後	三潞郡大木町大字上八院1587番1先から 三潞郡大木町大字八町牟田696番1先まで	13.0 ～ 25.0	

福岡県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

南筑後	久留米 柳川線	三潞郡大木町大字上八院1587番1先から 三潞郡大木町大字八町牟田696番1先まで
-----	------------	--

福岡県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	7.7 ～ 360.0	5,206.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から朝倉市江川1444番1先まで	8.2 ～ 219.0	5,209.0

福岡県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場

合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生55	時計台クリニック	福津市若木台一丁目1-12	H27・12・1
田川生9	柳瀬外科医院	田川郡添田町大字添田1409	H27・12・2
田川生10	永川外科医院	田川郡大任町大字今任原2830-1	H27・12・1
朝倉生歯37	なるみ歯科クリニック	朝倉市一木688-4	H27・12・1
飯生歯161	佐野歯科クリニック	飯塚市中321-1	H27・12・1
飯生柔164	アイン薬局飯塚店	飯塚市新飯塚9-6	H27・11・1
田生訪17	訪問看護 一会	田川市魚町10-24	H27・10・1

福岡県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大生歯214	大牟田まさむね歯科医院	ありあけデンタルクリニック	大牟田市有明町二丁目2番1号 ワイズスクエア2階	H27・11・12

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
女生訪1	柳育会訪問看護ステーション	八女郡広川町大字六田351-8	八女市吉田137-1	H27・12・1

福岡県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生43	時計台クリニック	福津市若木台一丁目1-12	H27・11・30
田地生74	柳瀬外科医院	田川郡添田町大字添田1409	H27・12・1
田地生91	永川外科麻酔科医院	田川郡大任町大字今任原2830-1	H27・11・30
大川生56	田中整形外科医院	大川市大字下牟田口476-12	H27・7・31
大生58	吉原医院	大牟田市新勝立町五丁目84	H27・11・30
朝倉生歯33	なるみ歯科クリニック	朝倉市一木688-4	H27・11・30
飯生歯96	佐野歯科クリニック	飯塚市中321-1	H27・11・30
粕生薬147	タケシタ調剤薬局 宇美店	糟屋郡宇美町宇美四丁目1-3-2 F	H27・11・20
飯生薬121	有限会社大和薬局	飯塚市阿恵384-8	H27・11・30
飯生薬159	アイン薬局飯塚店	飯塚市新飯塚9-6	H27・10・31

福岡県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	再開年月日
う生薬18	ワタナベ薬局吉井店	うきは市吉井町富永1105-7	H27・7・4

福岡県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	所 在 地	指定年月日
行生マ6	柿山 義治（訪問マッサージ おだやか）	行橋市大字稲童3106-46	H27・10・6
大生柔80	花田 紫（ゆかり整骨院）	大牟田市上屋敷町二丁目1-18	H28・1・15
う生柔6	齋藤 裕也（うきは鍼灸・整骨院）	うきは市浮羽町朝田590-11	H28・1・4
筑紫地生柔30	奥嶋 晃（なかがわ整骨院）	筑紫郡那珂川町中原三丁目127	H27・11・14

柏生柔127	藤田 樹哉 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H27・5・16
柏生柔128	西脇 翔平 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H27・5・16
柏生柔129	宮崎 誠士 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H27・11・1
うきはき3	齋藤 裕也 (うきは鍼灸・整骨院)	うきは市浮羽町朝田590-11	H28・1・4

福岡県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田生マ31	佐藤 直樹 (さわやかマッサージ)	田川市大字伊田3478	H27・11・30
う生柔4	高松 重之 (うきは整骨院)	うきは市浮羽町朝田590-11	H27・12・31
柏生柔127	藤田 樹哉 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H27・11・1

福岡県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55

条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
朝倉介歯36	うきは歯科クリニック	朝倉市堤724-1	H27・11・1	居管・予居管
大介歯214	ありあけデンタルクリニック	大牟田市有明町二丁目2番1号 ワイズスクエア2階	H27・11・1	居管・予居管
大川居49	ヘルパーステーション花華	大川市大字向島字北九友田1598-1	H28・1-4	訪介・予訪介
行支44	アバン・ケアプランセンター	行橋市大字大野井871-1	H27・12・1	居支・予支援
宗遠介14	芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	H27・4・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
柳居21	ネットワーク三橋ヘルパーステーション	柳川市三橋町五拾町290-2	H28・1・1	訪介・予訪介

福岡県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

宗遠居22	通所介護花美・菜の花	遠賀郡芦屋町花美坂14-1	遠賀郡芦屋町大字山鹿380-2	H27・9・1
-------	------------	---------------	-----------------	---------

福岡県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大川介56	田中整形外科医院	大川市大字下牟田口476-12	H27・7・31
大介58	吉原医院	大牟田市新勝立町五丁目84	H27・11・30
飯居352	アイン薬局飯塚店	飯塚市新飯塚9-6	H27・10・31
飯居74	介護サービスこはる	飯塚市幸袋471-1	H27・10・31
田居148	つくしデイサービス田川	田川市平松町3-74	H27・12・31
中居22	なかまヘルパーステーション	中間市通谷三丁目8-21	H27・11・30
筑紫居85	通所介護事業所エルスリー-筑紫野	筑紫野市大字立明寺588-1	H27・12・1
福津居58	訪問介護事業所エルスリー-福岡福津	福津市福岡駅東二丁目9-5	H27・11・30
福津居62	通所介護事業所エルスリー-福岡福津	福津市福岡駅東二丁目9-5	H27・11・30
柳居31	敬和苑ヘルパーステーション	柳川市大和町栄220-2	H27・12・31

福岡県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を

するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字桃ノ木203、字原田谷山283の22
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桃ノ木203（次の図に示す部分に限る。）、字原田谷山283の22（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を
するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所

太宰府市大字北谷字熊崎905の82、905の83、905の85から905の87まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊崎905の83・905の86・905の87（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸667の163、667の170

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

667の163・667の170（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ダイレックス宇美店

(2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4478番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 D&D行橋店

(2) 所在地 行橋市中津熊285-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア レガネット美鈴の杜

(2) 所在地 小郡市美鈴の杜一丁目1番地3

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成26年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年度福岡県情報公開条例の運用状況（平成27年7月17日福岡県公報第3711号公

告）は、記載内容に誤りがあったため、取り消す。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

平成26年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成26年度における公文書の開示請求の件数は1,715件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取り下げの件数184件を除いた1,531件です(表1)。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				取 下 げ
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	却 下	
1,715	906	560	65	1	183

2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事1,523件、警察本部長64件、教育委員会515件、選挙管理委員会27件等となっています(表2)。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分開示	非開示 不存在	却下	
総務部・秘書室	136	21	74	6	4	35
企画・地域振興部	15	10	3	1	1	1
新社会推進部	31	10	18			3
保健医療介護部	327	222	64	2	2	39
福祉労働部	79	34	25	3	3	17
環境部	128	28	82	8	8	10
商工部	54	31	14			9
農林水産部	159	103	46	3	2	6
県土整備部	453	325	97	15	10	16
建築都市部	141	42	72	13	8	14
会計管理局						
小計	1,523	826	495	51	38	150
議会	12	2	9			1
公営企業の管理者	4	1	1			2
教育委員会	51	21	17	3	3	10
選挙管理委員会	27	12	13			2
人事委員会	4	1	1			1
監査委員	2					2
公安委員会	3			1	1	2
警察本部長	64	38	15	7	5	4
労働委員会	1					1
収用委員会	1					1
海区漁業調整委員会	1					1
内水面漁場管理委員会	1					1
地方独立行政法人	3		2			1
地方三公社	18	5	7	2		4
合計 (請求件数に対する比率)	1,715 (100.0%)	906 (52.8%)	560 (32.6%)	65 (3.8%)	47 (2.7%)	183 (10.7%)

3 非開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成26年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号	件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報報	1	1
第2号 事業情報報		
第3号 行政内部分情報報		
第4号 国等関係情報報		
第5号 行政運営情報報		
第6号 捜査情報報		
第7号 法令秘書情報報		
第8号 議員個人・会派情報報		
計	1	1

表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号	件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報報	299	6
第2号 事業情報報	371	3
第3号 審議・検討等情報報	3	3
第4号 行政運営情報報	70	3
第5号 任意提供情報報	1	1
第6号 捜査等情報報	3	3
第7号 法令秘書情報報	3	3
第8号 議員個人・会派情報報		
計	750	12

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
工事設計書	242	知事（県土整備部等）
医療法人の決算書	239	知事（保健医療介護部）
工事成績評定通知書	236	知事（県土整備部等）
道路の区域変更、供用開始等に係る図面等	114	知事（県土整備部等）
公益法人の決算書	110	知事（総務部等）

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	497
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	1,003
県の区域外に住所を有する個人	77
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	138
合計	1,715

6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。
平成26年度は、不服申立てが8件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立年月日	情報公開審査会		実施機関の裁決又は決定内容	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
公立木施設災害復旧事業に係る事業廃止報告書に対する異議申立て	知事	26. 4. 18	26. 5. 20	26. 10. 28	26. 11. 25	棄却
福岡県職員採用試験の専門試験における非開示決定申立て	人事委員会	26. 7. 7	26. 8. 20	26. 11. 25	26. 12. 24	棄却
県営住宅の管理入居手続に際しての管理入居費の決定に関する異議申立て	知事	26. 1. 16	—	—	27. 3. 18	却下
特定県営住宅の管理入居手続に際しての管理入居費の決定に関する異議申立て	知事	26. 1. 29	—	—	27. 3. 18	却下
特定県営住宅の管理入居手続に際しての管理入居費の決定に関する異議申立て	知事	27. 1. 16 21 29	27. 3. 19	27. 5. 25	27. 6. 24	一部認容
特定県営住宅の管理入居手続に際しての管理入居費の決定に関する異議申立て	知事	27. 1. 16 29	27. 3. 19	27. 5. 25	27. 6. 24	棄却
福岡県公安運転士に対する異議申立て	公安委員会	27. 3. 27	27. 5. 1	27. 9. 28	—	—
補償金等の配分完了報告書等に関する異議申立て	知事	27. 3. 27	—	—	27. 7. 13	却下

7 苦情申出の状況

平成26年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況

情報公開条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表7）。

なお、平成26年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況			取下げ
	開示	部分開示	非開示	
4	1			3

9 指定管理者の情報公開の状況

情報公開条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表8）。

なお、平成26年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表8 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況			取下げ
	開示	部分開示	非開示	
3	1	1		1

II 情報提供

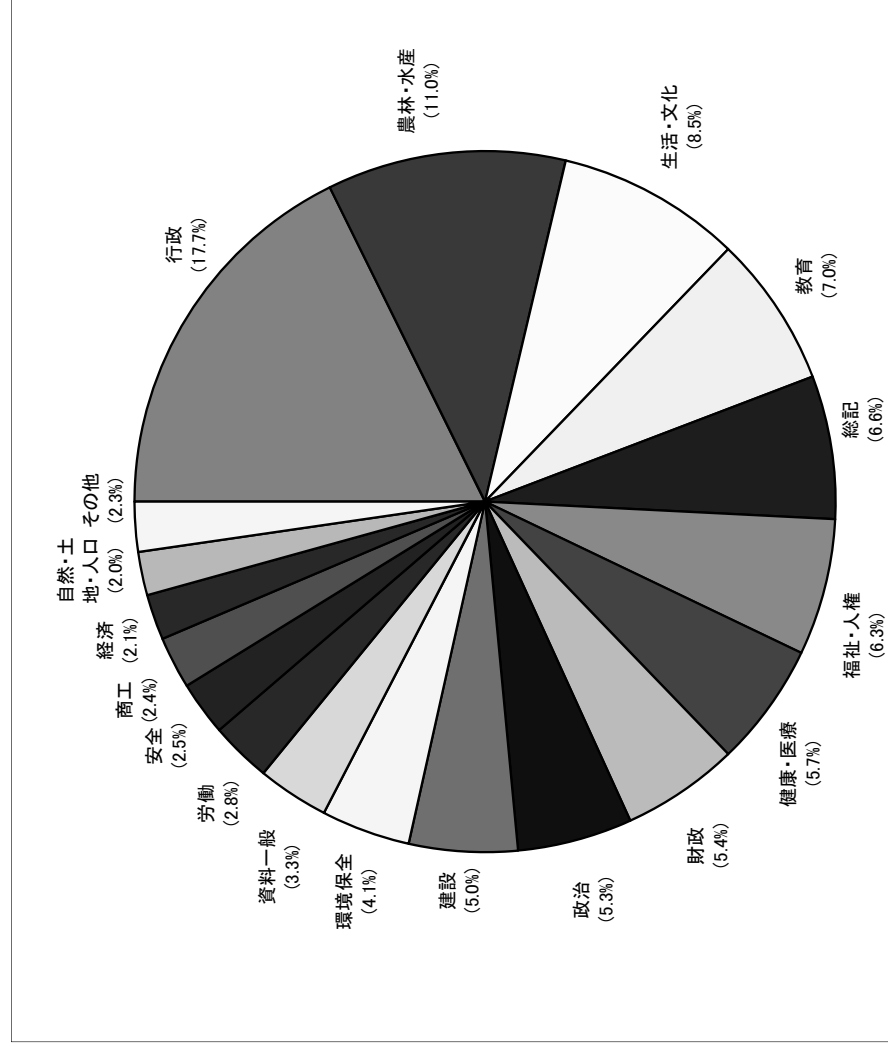
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを行っています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成27年3月31日現在）

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	8,724					
		1,638	1,678	1,636	1,634	6,586
						15,310

図1 配架資料の分野別構成比



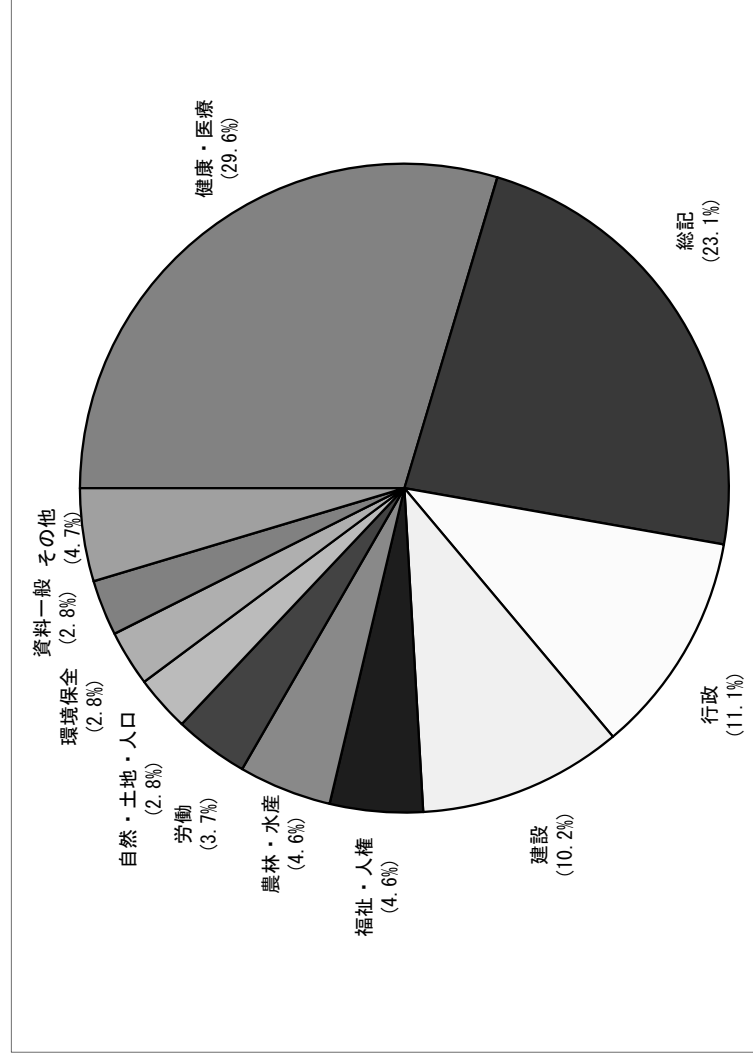
注 「その他」は、運輸・通信、エネルギー・資源、余暇・スポーツに関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	15,903	29,593	95
地区県民情報コーナー			
北九州	1,873	1,482	1
筑後	4,434	5,203	0
筑豊	2,779	4,115	1
京築	2,659	1,966	11
計	27,648	42,359	108

図2 貸出状況の分野別構成比



注 「その他」は、教育、生活・文化、エネルギー・資源に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「福岡県職員録（平成26年度）」等19種類の行政資料を2,368部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成26年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況（平成27年7月17日福岡県公報第3711号公告）は、記載内容に誤りがあったため、取り消す。

平成28年1月26日

福岡県知事 小 川 洋

平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成26年度の文書による自己情報の開示請求の件数は400件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数3件を除いた397件です（表1-1）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決定の状況			
	開示	部分開示	不開示	却下 取下げ
400	50	338	9	2 1

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長332件、知事53件等となっています
(表1-2)。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求 件数	決定の状況				取下げ	
		開示	部分 開示	不開示 不存在	却下		
知	総務部・秘書室	1					
	企画・地域振興部						
	新社会推進部						
	保健医療介護部	24	12	9	3	1	
	福祉労働部	22	20	1	1	1	
	環境部						
	商工部						
	農林水産部						
	県土整備部	3	1	2			
	建築都市部	3		2	1	1	
事	会計管理局						
	小計	53	33	15	5	3	
	議会						
	公営企業の管理者						
	教育委員会	5	2	3			
	選挙管理委員会						
	人事委員会						
	監査委員						
	公安委員会	2		2			
	警察本部長	332	7	318	4	4	2
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	8	8					
合計	400	50	338	9	7	2	1
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(12.5%)	(84.5%)	(2.3%)	(1.8%)	(0.5%)	(0.2%)

(3) 不開示事由適用件数

不開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に不開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に不開示することとなります。なお、平成26年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数	
		部分開示	不開示
第1号	不開示請求者以外の個人に関する情報	188	2
第2号	事業情報	3	3
第3号	審議・検討等情報		
第4号	行政運営情報	250	
第5号	評価判断情報	9	
第6号	警察職員情報	320	
第7号	捜査等情報	38	
第8号	法令秘情報		
第9号	未成年者等情報		
第10号	会派情報		
計		808	2
			810

注1 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

(4) 主な不開示請求の内容

主な不開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な不開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	187	警察本部長
警察が作成した職務日誌に記載された自己情報	83	警察本部長
警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報	26	警察本部長
警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報	21	警察本部長
身体障害者手帳の申請書類	14	知事(福祉労働部)

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成26年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、10,273件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定められた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができらるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成26年度は、知事が21、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が21、合計68の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	クリーニング師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	14	
	福岡県歯科技工士試験	42	
	毒物劇物取扱者試験	3	
	登録販売者試験	10	合格発表の日から1か月間
事	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	5	合否発表の日から1か月間
	技能検定試験	3	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験	121	
	狩猟免許試験	9	合格発表の日から1か月間
	採石業務管理者試験	2	合否発表の日から1か月間
	砂利採取業務主任者試験	2	
	農薬指導士認定試験	2	
	家畜人工授精講習会修業試験	1	
	小計	216	

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
教育委員会	福岡県教育委員会職員採用試験	1	合否通知を送付した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学選抜	7,670	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学決定	150	入学者決定結果通知を送付した日の翌日から1か月間
	小計	7,821	
	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	619	合格発表日の翌日から3か月間
人事委員会	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	81	
	福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	32	
警察本部長	小計	732	
	福岡県警察官A（男性）採用試験	237	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	82	。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	40	
	福岡県警察官B（女性）採用試験	30	
	福岡県警察官C採用試験	2	
	猟銃等講習考査	164	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	214	
	機械警備業務管理者講習修了考査	20	
	警備員等検定学科試験	111	
	警備員等検定実技試験	60	
	駐車監視員資格者講習修了考査	29	
小計	989		

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
地方独立行政法人	九州歯科大学入学者選抜試験	125	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	26	
	九州歯科大学大学院入学者選抜試験	3	合格発表の日から1か月間
	福岡女子大学一般入試	110	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学推薦入試	14	
	福岡県立大学入学者選抜試験	155	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	65	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	2	
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	10	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験	5	合格発表の日の翌日から1か月間
	小計	515	
	合計	10,273	

2 自己情報の訂正請求の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

平成26年度は、自己情報の訂正請求が1件ありました（表2）。

表2 自己情報の訂正請求状況

訂正請求案件	実施機関	訂正請求年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
「保護カード」及び「保護観護員職務日誌」に記載の個人情報	警察本部長	27. 2.20	27. 3.26	却下

3 自己情報の利用停止請求の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報収集の制限（条例第3条）、利用及び提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して収集、利用又は提供されると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成26年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができま

す。

平成26年度は、不服申立てが6件ありました（表3）。

表3 不服申立ての状況

不服申立 案件	実施 機関	不 服 申 立 年 月 日	個人情報保護審議会		実施機関の 裁決又は決定	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	年 月 日	内 容
死産届に係る個人情報不開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 4.21	26. 5.19	26. 8.21	26. 9.19	棄却
個別労使紛争に関するあっせん申立書等に係る個人情報部分不開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 6.12	26. 7.23	26.11.20	26.12.26	棄却
乳幼児発達相談指導票に係る個人情報部分不開示決定処分に対する異議申立て	知事	26.10.17	26.11.6	27. 1.22	27. 2.20	一部認容
用地交渉記録簿に係る個人情報部分不開示決定処分に対する異議申立て	知事	26.11.7	26.12.1	27. 3.19	27. 4.22	棄却
死産届に係る個人情報不開示決定処分に対する異議申立て	知事	26.12.22	27. 1.20	27. 3.19	27. 3.30	棄却
交通事故診断書等に係る個人情報開示請求却下処分に対する審査請求	公安委員会	27. 3.23	—	—	27. 7.23	棄却

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（平成4年5月1日設置）。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・ 第一部会（不服申立部会）

不服申立事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・ 第二部会（住基・番号法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

平成26年度は、電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外に係る諮問が4件、不服申立事案に係る諮問が5件、特定個人情報保護評価に係る諮問が2件あり、答申がなされました（表4）。

表4 個人情報保護審議会の答申（不服申立事案に関する答申は表3参照）

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
学務システムによる学生登録情報の提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	独立行政法人	26. 7. 10	26. 8. 21
インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行者等登録情報提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	知事 (商工部)	26. 8. 22	26. 9. 18
インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	知事 (商工部)	26. 8. 22	26. 9. 18
学務システムによる学生登録情報の提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	独立行政法人	27. 2. 9	27. 2. 19

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）について	知事 （総務部）	27. 2. 4	27. 3. 17
住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）について	知事 （企画・地域振興部）	27. 3. 9	27. 4. 14

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成26年度は、4件の苦情がありました。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課に備え置きます。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年1月26日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わつなぎ

(2) 代表者の氏名

福田 磯美

(3) 主たる事務所の所在地

築上郡吉富町大字幸子392番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々・全国・世界の人々との連帯を意識し、自然環境との共生できる循環型社会に寄与しつつ、子育ての環境づくり、しょうがい児（者）の発達の保障と生きがい・居場所づくりのための事業や、雇用確保のための条件整備にかかわる事業を行う。同時に、失業者の雇用確保のために農業、林業、漁業、加工業、および「地産地消」を軸とした産直型経済循環をになう流通のための事業を行う。また、協働する仲間の連帯と絆づくりにつとめ、「人間が主人公」の社会に資する活動を行い、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年1月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人賢治の学校ふくおか

(2) 代表者の氏名

牧野 奈巳

(3) 主たる事務所の所在地

福津市宮司浜三丁目6番26号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「子どもも大人も生きる希望のもてる社会づくり」を目指して、ル

ドルフ・シュタイナーの教育思想を基礎としながら、子どもたちが安心して過ごし、成長していける場をつくとともに、教師と親がともに学び続けていける場をつくることを目的とする。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県都市公園条例施行規則（昭和52年福岡県規則第27号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年1月26日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

実施地域	実施期間
柳川市、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成27年12月11日から 平成28年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（GNSS測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字塩屋ほか	平成27年10月23日から 平成28年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

みやま市瀬高町

平成27年12月21日から
平成27年12月28日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
岡垣町（一部）	平成27年12月4日から 平成28年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市東区地域	平成27年12月21日から 平成28年3月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区岩崎四丁目	平成27年12月7日から 平成28年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市乙金第二土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目	平成28年1月18日から 平成28年5月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市前原中央	平成27年12月21日から 平成28年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区曾根北町ほか	平成27年12月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年1月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市内一円	平成27年11月4日

雑報

福岡県環境審議会公告

福岡県災害廃棄物処理計画に係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成28年1月26日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

- 1 意見募集の対象となる答申案
福岡県災害廃棄物処理計画に係る答申案
- 2 答申案
答申案は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで閲覧に供するほか、インターネットの福岡県ホームページに登載する。
- 3 答申案の閲覧場所
(1) 閲覧場所
ア 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 県庁行政棟内）
イ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）
ウ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
エ 筑豊県民情報センター（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）

オ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

(2) インターネットの福岡県のホームページアドレス

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

4 意見の提出期間

平成28年1月28日から平成28年2月10日まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部廃棄物対策課

（住所） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ） 092-643-3365

（電子メール） haiki@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

福岡県環境審議会公告

福岡県廃棄物処理計画に係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成28年1月26日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象となる答申案

福岡県廃棄物処理計画に係る答申案

2 答申案

答申案は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで閲覧に供するほか、インターネットの福岡県ホームページに登載する。

3 答申案の閲覧場所

(1) 閲覧場所

- ア 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 県庁行政棟内）
- イ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区域内7-8 小倉総合庁舎内）
- ウ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- エ 筑豊県民情報センター（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- オ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

(2) インターネットの福岡県のホームページアドレス

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

4 意見の提出期間

平成28年1月28日から平成28年2月10日まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部廃棄物対策課

（住所） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ） 092-643-3365

（電子メール） haiki@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。